

ID: 253

担当部署: 建設水道課

処分の概要	排水設備等の工事の検査及び検査済証の交付		
例規名 根拠条項	村田町農業集落排水処理施設条例 第8条		
例規番号	平成8年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (排水設備等の工事の検査)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設備及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて町の検査を受けなければならない。</p> <p>2 前項の検査に合格したときは、管理者は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日